

平成29年 三重県交通安全県民運動実施要綱

1 目的

この運動は、人命の尊重を基本として、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することにより、悲惨な交通事故を防止し、誰もが住みよい安全で安心な交通社会を実現することを目的とします。

2 期間

平成29年1月1日～同年12月31日の1年間

3 三重県交通安全県民運動スローガン

思いやる やさしい心で 走る三重

～ 気持ち良い 運転マナーの ^{うま} 美し国 ～

4 主唱

三重県交通対策協議会

5 年間重点目標

- (1) 高齢者の交通事故防止
- (2) 子どもの交通事故防止
- (3) 横断歩道における歩行者優先の徹底
- (4) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- (5) 飲酒運転の根絶
- (6) 自転車の安全利用の推進
- (7) 夕暮れ時の早めのライト点灯の推進
- (8) 反射材の普及促進
- (9) 違法駐車^{びん}の追放
- (10) その他、特に定めて取り組む事項



6 運動の名称・期間

(1) 期間を定めて行う運動

ア 年間運動

運 動 名	実 施 期 間
思いやりとゆずりあい ^あ いで交通事故をなくす年間運動	1月1日(日)～12月31日(日)

イ 各季運動等

運 動 名	実 施 期 間	そ の 他
春の全国交通安全運動	4月6日(木)～4月15日(土)	各季運動の 実施要綱は 別に定めま す。
夏の交通安全県民運動	7月11日(火)～7月20日(木)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(木)～9月30日(土)	
年末の交通安全県民運動	12月1日(金)～12月10日(日)	
夕暮れ時 ^{びん} ちょっと早めのライト・オン運動	10月1日(日)～12月31日(日)	

(2) 日を定めて行う運動

運 動 名	実 施 日	参 考
交通事故死 ゼロを目指す日	全国交通安全 運動期間中に 実施予定	記録の残る昭和43年以降で交通死亡事故のなかった日はないという厳しい状況から、交通安全に対する国民の意識を高めるため平成20年から設置されました。
交通安全の日	毎月11日	県民の皆さんの交通安全意識を高めるため、毎月11日を「交通安全の日」と定め、交通安全活動を推進します。 特に、子どもの交通事故防止とシートベルトとチャイルドシートの着用の徹底を図ります。
高齢者の 交通安全の日 (セフティー・シルバー・デー)	毎月21日 (S・Sデー)	高齢化社会の進展に伴い、高齢者の交通事故死者数が高い水準で推移していることから、毎月21日を「高齢者の交通安全の日」と定め、高齢者の交通事故防止を図ります。
自転車 安全対策強化日 (セフティー・バイク・デー)	毎月第一月曜日 (S・Bデー)	自転車に関連する交通事故を防止するため、毎月第一月曜日を「自転車安全対策強化日」と定め、自転車の安全利用の推進を図ります。
三重県飲酒運転 0をめざす 推進運動の日	毎年12月1日	飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、12月1日を「三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日」と定め、その趣旨にふさわしい行事を実施します。

7 運動の推進方法

- (1) 推進機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの地域の特性と実情に応じた具体的な推進計画を策定し、効果的な交通安全活動を展開するものとします。
- (2) 推進機関・団体は、それぞれの傘下組織に本運動の趣旨を周知徹底させるとともに、広く県民への参加を呼びかけ、県民総ぐるみの運動として展開されるよう努力するものとします。